

議案第 3 号

里庄町分担金徴収条例の制定について

里庄町分担金徴収条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

分担金の徴収について地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項の規定により、必要な事項を条例で定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 里庄町分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令その他特別の定めがあるもののほか、本町において実施する事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金を徴収する事業及び分担金の額)

第 2 条 この条例により分担金を徴収する事業は、別表左欄に掲げるもの(以下「対象事業」という。)とする。

2 この条例により徴収する分担金の額は、年度ごとに、対象事業に要する経費の額から国及び岡山県の補助金及び負担金の額を控除した額を基礎額とし、別表左欄の事業区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる比率を基礎額に乗じた額とする。

(被徴収者及び徴収根拠)

第 3 条 分担金は、対象事業により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条に基づき徴収する。

(徴収の方法及び納期)

第 4 条 町長は、第 2 条第 2 項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限等を、当該分担金を納入すべき受益者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、納期限の前 10 日までには当該受益者に到達することを要する。

3 分担金の納期は、事業ごとに、当該事業を実施する年度内で町長が定める。

(徴収の猶予及び減免)

第 5 条 対象事業に係る工事に充てる目的をもって土地その他の物件、労力又は金銭の寄附又は提供をした者に対しては、町長は、その額に応じて分担金を減免することができる。

2 前項に定める場合を除くほか、町長は、災害その他の理由により特に必要と認めるときは、分担金を減免することができる。

(分担金の還付及び追徴)

第 6 条 既に納付された分担金の額が、対象事業完了後精算によって算出した分担金の額に対して過不足がある場合は、これを還付し、又は追徴する。

(督促及び滞納処分)

第 7 条 受益者が納期限までに分担金を完納しない場合における延滞金その他滞納処分については、里庄町税条例(昭和 36 年里庄町条例第 9 号)の規定を準用する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(里庄町農林道整備事業分担金徴収条例の廃止)

- 2 里庄町農林道整備事業分担金徴収条例（昭和 40 年里庄町条例第 1 号）は、  
廃止する。  
（里庄町団体営土地改良事業分担金徴収条例の廃止）
- 3 里庄町団体営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 43 年里庄町条例第 23 号）  
は、廃止する。  
（里庄町森林土木事業分担金徴収条例の廃止）
- 4 里庄町森林土木事業分担金徴収条例（平成 25 年里庄町条例第 29 号）は、廃  
止する。  
（経過措置）
- 5 この条例の施行の際、第 2 項から第 4 項までの規定により廃止される各条例  
により既に実施されている事業については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

事 業 区 分	比 率
農地災害復旧事業（国及び岡山県の補助を受けて町が行 う農業土木事業をいう。）	2 分の 1
林地崩壊防止事業（国及び岡山県の補助を受けて町が行 う森林土木事業をいう。）	2 分の 1
林地災害復旧事業（国及び岡山県の補助を受けて町が行 う森林土木事業をいう。）	2 分の 1
林地災害防止事業（国及び岡山県の補助を受けて町が行 う森林土木事業をいう。）	2 分の 1
コミュニティ整備事業（町とコミュニティとがいずれも 所有権を有する物件に係る整備事業に限る。）	2 分の 1